

# ケースで学ぶ

# 相続預金払戻しの必要書類の見方

執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

## 第11回

### 遺産分割の調停・審判があった場合の関係書類の見方

遺産分割で調停の手続きをしたお客様から、調停に関する書類を提出されました。相続預金の払戻しにあたってどんな対応が必要ですか。また、審判の場合はどうすればいいですか。



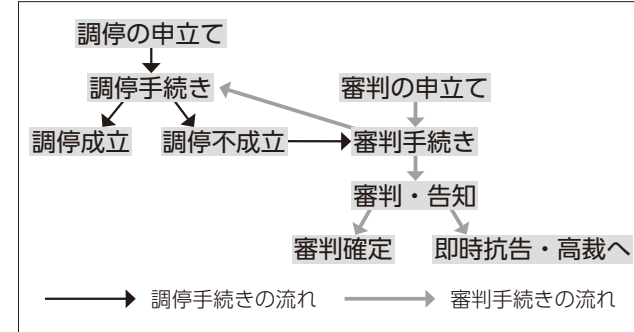
※が多くなっています（図表）。

**・調停の場合**  
遺産分割調停は、審判官1名と客観的な立場の調停委員2名に間に入ってもらう、当事者である相続人同士が、裁判所で話し合う手続きです。  
調停は公開の法廷で争うものではなく、非公開の部屋で行われるので、秘密が第三者に漏れるようなことはありません。これを経て相続人間で合意に至った場合には、その内容が調停調書に記載されます。

**遺** 言書がない場合の遺産分割手続きにおいては、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。しかしその協議において、必ずしも相続人間で合意できるとは限りません。協議がまとまらない場合には、家庭裁判所が関与する、遺産分割の調停・審判の制度を利用することになります。遺産分割については通常、調停手続きから始まり、調停が不調となった場合に審判に移行するケース

調停が成立した場合に作成される調停調書は、相続人全員がその内容で合意したことを家事審判官が証明する様式となっています（サンプル1）。  
調停調書には法的な効力があり、この調書の謄本をもって相続預金の払戻し等を進めることになります。なお、遺産分割調停が不調に終わった場合、その事案は遺産分割審判に移行します。  
**・審判の場合**  
遺産分割審判では、審判官の進

### ●調停と審判の流れ



行のもと各相続人が主張を繰り返します。その一方で、随時話し合いによる解決の機会がもたれることとなります。審判手続き中に話し合いがうまくいった場合には、調停が成立したものととして、裁判所によって調停調書が作成され、審判は終了することになります。

**審判の告知から2週間は即時抗告する期間とされる**  
双方の話し合いがまとまらない

預金者の相続財産の分割について調停の手続きがとられ、当事者全員の合意があったことを確認

来店者が相続預金の取得者かどうかを「調停条項」で確認

預金者の相続財産の分割について審判の手続きがとられ、審判官から審判が下されたことを確認

来店者が相続預金の取得者かどうかを確認

即時抗告がなされ審判が確定しない場合があるので、必ず審判確定証明書の添付を確認

### サンプル1 調停調書謄本

調書（成立）	
事件の表示	令和2年（家イ）第567号 遺産分割調停事件
当事者等及びその出頭状況	本籍 福井県福井市福町2丁目2番2号 住所 福井県福井市福町2丁目2番2号 申立人 近代一郎（出頭） 右代理人弁護士 山田たろう（出頭） 本籍 富山県富山市富岡町10番10号 住所 富山県富山市富岡町10番10号 相手方 近代二郎（出頭） 右代理人弁護士 岩木正美（出頭） 本籍 福井県福井市福町2丁目2番2号 最後の住所 本籍に同じ 被相続人 近代太郎（令和2年4月1日死亡）
下記条項のとおり調停が成立した。 福井家庭裁判所 裁判所書記官 城山 菜々緒 <b>調停条項</b> 1 当事者双方は、被相続人近代太郎（令和2年4月1日死亡）の遺産が別紙物件目録記載のとおりであることを確認し、これを次のとおり分割する。 (1) 同日録1記載の土地および同日録2記載の建物は、近代一郎の単独取得とする。 (2) 同日録2記載のほくほく銀行福井支店の預貯金は、近代二郎の単独取得とする。 ～ 割愛 ～ 令和2年10月22日 福井家庭裁判所 家事審判官 石川 五郎 上記は謄本である。 同日同庁 裁判所書記官 城山 菜々緒 ㊞	

### サンプル2 審判書謄本

審判	
令和2年（家）第33号 遺産分割申立事件	～ 割愛 ～
1 被相続人近代太郎（令和2年4月1日死亡）の遺産を次のとおり分割する。 (1) 同日録1記載の土地および同日録2記載の建物は、近代一郎の単独取得とする。 (2) 同日録2記載のほくほく銀行福井支店の預貯金は、近代二郎の単独取得とする。 ～ 割愛 ～	
よって、主文のとおり審判する。令和3年1月12日 福井家庭裁判所 家事審判官 石川 五郎 これは謄本である 同日同庁 裁判所書記官 城山 菜々緒 ㊞	

### サンプル3 審判確定証明書

審判確定証明書	
事件の表示	令和2年（家）第33号 遺産分割申立事件
当事者の表示	申立人 近代 一郎 相手方 近代 二郎 被相続人 近代太郎
審判の日	令和3年1月12日
確定年月日	令和3年1月26日
上記のとおり証明する。 令和3年1月26日 福井家庭裁判所 裁判所書記官 城山 菜々緒㊞	

- ポイント**
- 協議がまとまらない場合には、遺産分割の調停・審判の制度を利用する
  - 調停調書謄本もしくは審判書謄本およびその確定証明書で払戻しを進める

場合は、最終的に審判官が審判を下すこととなります。この審判の内容について記されたのが審判書の謄本（サンプル2）です。  
 なお、審判の告知日から2週間は、これに不服のある相続人が即時抗告するための期間とされています。審判告知日から2週間を経過して、即時抗告がなければ、その審判の内容で確定したことになります。その場合には、裁判所において審判が確定したことについて証明する、審判確定証明書（サンプル3）が発行されることとなります。  
 審判書謄本およびその確定証明書をもちて相続預金の払戻し等を進めることとなります。